

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年（2025年）2月12日

下関市役所豊北総合支所長 中野 貴広

記

1 業務名

田耕農林漁家婦人活動促進センター機械警備業務

2 業務場所

下関市豊北町大字田耕4332番地2

下関市田耕農林漁家婦人活動促進センター

3 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

5 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

**【地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約】**

※ 長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保障されるものではなく、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は変更又は解除できるものとする。

このとき、下関市は当該変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

## 6 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日から本業務の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (3) この告示の日時点において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿において「警備」の「機械警備」に登録されており、所在地区分が「市内」、「準市内1」、「準市内2」のいずれかであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (6) この委託に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受ける契約であることを前提として、契約を行うことができること。
- (7) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

## 7 入札参加申請方法

「入札参加資格確認申請書（別紙2）」を下関市役所豊北総合支所建設農林水産課（〒759-5592 下関市豊北町大字滝部3140番地1）に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す提出期限内に必着のこと。

## 8 入札参加申請書提出期限

令和7年3月10日（月）17時までとする。

## 9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書（別紙3）」により、ファクシミリで通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

## 10 質問の方法

(1) 本入札に関する質問は、ファクシミリによること。（下関市役所豊北総合支所建設農林水産課 FAX番号 083-782-0193）

(2) 質問の期限は、令和7年3月5日（水）17時までとする。

(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみにファクシミリにより回答する。

## 11 入札方法

(1) 持参によること。郵便による入札は認めない。

(2) 入札において使用する入札書は、「入札書（別紙4）」を使用すること。

(3) 入札額は、委託期間（60ヶ月）の総額とし、消費税及び地方消費税を含まない額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、「委任状（別紙5）」を提出すること。

(5) 入札会場への入場は、1人までとする。

## 12 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年3月18日（火）11時00分

(2) 入札場所 下関市役所豊北総合支所 1階会議室

### 1 3 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

### 1 4 その他

- (1) 入札にあたっては、対象施設及び警備設備の設置状況等を熟知の上、入札すること。
- (2) 現地確認したい場合は、事前に下関市役所豊北総合支所建設農林水産課農政係（TEL：083-782-1927 担当：村岡）まで連絡し、日程調整の上、本市職員立会いのもと確認すること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は関係法令等に違反した入札は、無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
  - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。
  - イ 入札者が明瞭でない入札書又は入札金額の判読できないもの。
  - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
  - エ 金額を訂正した入札書によるもの。
  - オ 委任状を提出しない代理人がしたもの。
  - カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 本業務において得た入札資格は、この告示に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

- (9) 入札参加者は開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (10) 入札参加資格確認申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。  
なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。
- (11) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

#### 1 5 問い合わせ先

〒759-5592

下関市豊北町大字滝部3140番地1

下関市役所豊北総合支所建設農林水産課農政係

電話 083-782-1927

FAX 083-782-0193